

太田市心身障害児集団活動・訓練事業実施要綱

(目的)

第1条 太田市心身障害児集団活動・訓練事業（以下「事業」という。）は、養護学校及び普通学校の特殊学級（以下「養護学校等」という。）の放課後、学齢期にある心身障害児に対し集団活動及び社会適応訓練を行い、地域社会が一体となってその主体性及び社会性を育成し、自立の促進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、太田市とする。ただし、適切に事業運営が確保できると認められるものに事業を委託することができるものとする。

(対象児童)

第3条 事業の対象となる児童は、市内に居住し、養護学校等に通学する心身障害児で、通所による指導になじむ児童とする。ただし、主体性及び社会性の育成上特に指導を要する心身障害児も加えることができるものとする。

2 他の市町村に居住する児童であっても、その居住地を管轄する市町村長が利用を適当と認め、市長が事業の運営上特に支障がないと認めた場合は、利用することができるものとする。

(利用定員)

第4条 事業の利用定員は、事業の実施場所に依りて群馬県心身障害児集団活動・訓練事業補助要綱の基準により市長が定めるものとする。

(事業の内容)

第5条 事業の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 集団生活への適応訓練及び社会適応訓練に関すること。
- (2) 自主性及び社会性の向上並びに余暇活動の助長に関すること。
- (3) 基礎的な育成指導に関すること。

(事業の実施期間等)

第6条 事業の実施期間及び時間は、おおむね月曜日から金曜日までの午後2時から午後6時までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときはこれを変更することができるものとする。

2 事業の休業日は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法第178号）に規定する休日及び12月28日から翌年の1月3日までとする。

(利用の申請)

第7条 事業を利用しようとする障害児の保護者は、心身障害児集団活動・訓練事業利用申請書（様式第1号。以下「利用申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 事業を利用しようとする他の市町村に居住する障害児の保護者は、利用申請書により居住する市町村長に申請しなければならない。

3 前項の申請を受けた市町村長は、利用を適当と認めるときは、心身障害児集団活動・訓練事業利用委託申請書（様式第2号）に利用申請書の写しを添

えて市長に提出するものとする。

(登録及び決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請について、その利用の可否を速やかに決定しなければならない。

2 市長は、利用させることを決定したときは、心身障害児集団活動・訓練事業利用児童台帳(様式第3号)に登録するものとする。

3 市長は、利用の可否について決定したときは、心身障害児集団活動・訓練事業(受託)決定・却下通知書(様式第4号)により障害児の保護者又は当該市町村長(以下「委託市町村長」という。)に通知するとともに、心身障害児集団活動・訓練事業利用依頼書(様式第5号)により、第2条の規定により事業を委託されたもの(以下「運営主体」という。)に通知するものとする。

(届出)

第9条 児童の保護者又は委託市町村長は、次に該当するときは、速やかに心身障害児集団活動・訓練事業利用変更届(様式第6号)により市長に届けなければならない。

(1) 健康上の問題等により事業を利用できなくなったとき。

(2) 事業の利用を必要としなくなったとき。

(3) その他住所の変更等申請時の状況に変更を生じたとき。

(利用の解除)

第10条 市長は、対象児童が次に該当するときは、事業の利用を解除することができるものとする。

(1) 疾病その他の理由により利用が不相当と認められたとき。

(2) 事業の利用を必要としないと認められたとき。

(3) その他不相当と認めたとき。

2 市長は、事業の利用の解除を決定したときは、速やかに当該児童の保護者又は委託市町村長及び運営主体に心身障害児集団活動・訓練事業利用(受託)解除決定通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(保護者の負担)

第11条 保護者は、第5条に定める事業の実施に伴う経費の一部(以下この条において「負担金」という。)を支払うものとする。

2 市長は、次に掲げる世帯については、前項の負担金を免除することができる。

(1) 低所得(市民税非課税)世帯

(2) 生活保護世帯

(3) その他市長が必要と認める世帯

3 保護者の負担金については、運営主体においてこれを徴収することができるものとする。

(委託市町村の負担)

第12条 市長は、他市町村から事業の利用の委託を受託した場合の費用については、別に定める費用負担徴収基準により委託市町村長から徴収するもの

とする。

(委託の協議等)

第13条 事業の運営を受託しようとするものは、別に定める期日までに心身障害児集団活動・訓練事業受託協議書(様式第8号)により、市長に協議しなければならない。

2 市長は、前項の規定による協議があったときは、その内容を審査し、委託の可否を決定するものとする。

3 市長は、委託の可否について決定したときは、心身障害児集団活動・訓練事業委託承認(不承認)通知書(様式第9号)により、通知するものとする。

4 前項の規定による委託の承認を受けたものは、市長と心身障害児集団活動・訓練事業委託契約を締結するものとする。

(変更届)

第14条 運営主体は、前条の規定による協議の内容に変更が生じたときは、心身障害児集団活動・訓練事業受託内容変更届(様式第10号)により、市長に届けなければならない。

(助言及び指導等)

第15条 市長は、運営主体に対し、助言及び指導等を行うことができる。

2 運営主体は、事業の目的達成のために市長が行う調査等に協力しなければならない。

3 運営主体は、事業の運営に当たって知り得た障害児及び家庭に関する個人情報の内容を他に漏らしてはならないものとする。

(その他)

第16条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年3月28日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の太田市心身障害児集団活動・訓練事業実施要綱(平成10年6月1日太田市制定)、尾島町心身障害児集団活動・訓練事業実施要綱(平成10年6月1日尾島町制定)、新田町心身障害児集団活動・訓練事業実施要綱(平成10年新田町要綱第8号)又は藪塚本町心身障害児集団活動・訓練事業実施要綱(平成16年10月1日藪塚本町制定)の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号(第7条関係)

心身障害児集団活動・訓練事業利用申請書

年 月 日

(あて先)太田市長

申請者 住所

(保護者) 氏名

心身障害児集団活動・訓練事業を利用したいので、次のとおり申請します。

対象児童	フリガナ氏名		生年月日	年 月 日 (歳)	性別	男 女
	住所		電話			
	学校名					
障害状況等	療育手帳	有(A・B)・無	身障手帳	有(種 級)・無		
	特別児童扶養手当の有無	有(級)・無				
	健康状態及び特記	疾病 有(医療機関名)・無 てんかん・発作 有・無 投薬 有(回)・無 その他				
同居家族	氏名	続柄	年齢	勤務先・学校名等		
希望する利用方法						
申請理由						
利用時の緊急連絡先(電話)	①氏名		自宅		勤務先	
	②氏名		自宅		勤務先	

※申請者の氏名については、記名押印又は署名のいずれかとする。

様式第2号(第7条関係)

心身障害児集団活動・訓練事業利用委託申請書

年 月 日

(あて先)太田市長



心身障害児集団活動・訓練事業への利用委託を次のとおり申請します。

番号	対象児童名	性別	年齢	住 所	保 護 者 名

※添付書類 様式第1号の写し

様式第4号(第8条関係)

心身障害児集団活動・訓練事業利用(受託)決定・却下通知書

第 号
年 月 日

様

太田市長



さきに申請のありました心身障害児集団活動・訓練事業の利用については、次のとおり決定(却下)しましたので通知します。

対象児童	フリガナ氏名		生年月日	年 月 日 (歳)	性別	男女
	住所		電話			
	学校名					
利用(受託)決定	・開始年月日 年 月 日 ・利用料 別途運営主体により定める。 (その他留意事項)	利用施設	責任者氏名			
			所在地			
			連絡先			
利用却下	(理由)					

問い合わせ先	電話
--------	----

注1 不要の文字を抹消すること。

注2 却下の場合は、理由を記載すること。

様式第6号(第9条関係)

心身障害児集団活動・訓練事業利用変更届

年 月 日

(あて先)太田市長

(保護者又は市町村長)

住所

氏名



心身障害児集団活動・訓練事業の利用について、次のとおり変更がありましたので届け出ます。

利用児童名		生年 月日	年 月 日 (歳)
住 所			
変 更 内 容			
1 住所変更	(変更前) (変更後)		
2 利用辞退	(理由)		
3 その他			

様式第7号(第10条関係)

心身障害児集団活動・訓練事業利用(受託)解除決定通知書

第 号
年 月 日

様

太田市長



年 月 日付けで利用(受託)決定した心身障害児集団活動・訓練事業の利用について、次の児童について利用を解除したので通知します。

利用児童名		生年 月 日	年 月 日 (歳)
住 所			
解除年月日	年 月 日		
解除の理由			

注 不要の文字を抹消すること。

様式第8号(第13条関係)

心身障害児集団活動・訓練事業受託協議書

年 月 日

(あて先)太田市長

住 所

団 体 名

代表者氏名



心身障害児集団活動・訓練事業の運営を受託したいので、次のとおり協議します。

開始年月日							
利用定員	人						
利用状況	在籍場所	小学校	中学校	高等学校	その他	計	
	登録予定児童数	人	人	人	人	人	
	週利用日数	1日					
		2日					
		3日					
		4日					
5日							
利用児童の状況	障害種別	知的障害児		肢体不自由児		その他	
	人数	人		人		人	
場所の状況	名称等	(所有・賃借)					
	所在地						
	構造・面積	m ² (専用 m ²) 鉄筋・ブロック・木造・その他()					
	訓練室等の概要	(図面等を添付のこと)					
指導員の状況	氏 名	年齢	経 歴 ・ 資 格 等				
	-----		-----				
	-----		-----				
	-----		-----				
	-----		-----				
実施計画	週 日 時 分～ 時 分(時間)						
受託する理由							
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・指導計画等指導内容の分かる書類 ・団体の定款その他基本的規約及び収支予算書 						

心身障害児集団活動・訓練事業委託承認(不承認)通知書

第 号
年 月 日

様

太田市長



さきに協議がありました心身障害児集団活動・訓練事業の委託については、次のとおりですので通知
します。

1 承認

委託予定期間 年 月 日～ 年 月 日

その他留意事項

2 不承認

理由：

様式第10号(第14条関係)

心身障害児集団活動・訓練事業受託内容変更届

年 月 日

(あて先)太田市長

住 所

団 体 名

代表者氏名



心身障害児集団活動・訓練事業の受託について、次のとおり変更がありましたので届け出ます。

1 変更の理由

2 変更の内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後

3 変更年月日